

審 第 1 1 5 2 号

答 申 第 4 8 6 号

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

千葉県教育委員会教育長

内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 8 日付け教特第 5 9 3 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 5 9 9 号

平成 2 7 年 9 月 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 8 月 1 7 日付け教特
第 4 3 7 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県が千葉県精神神経科診療所協会（略称：千葉精診）に宛てた文書一切、千葉精診が千葉県に宛てた文書一切。電子メールやFAXも含む。全ての年度で。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していなかった。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成27年8月17日付け教特第437号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年9月7日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立ての主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求めらる。

また、開示請求者への本件通知書の送付を徒に遅延した職員を処分することとともに、今後は、再発防止策を講じて、たとえ不開示通知であっても、開示決定等の通知書を作成してから直ちに当該通知書を開示請求者に送付することを求めらる。

2 異議申立ての理由

対象文書が全く存在しないとは考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。

また、不開示決定通知書の作成日から10日以上も経過した後で、当該通知書を開示請求者に送付することは違法である。

3 意見書の要旨

教育委員会であれば、講演会等、県立学校のスクールカウンセラーの依頼等、特別支援学校の教諭の育成や研修等、特別支援学級・学校に進学するか否か等を判断する審査会等の委員の依頼等、等々について何らかの文書が存在するはずである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求及び本件決定について

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書を保有していないため（本件請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）として本件決定を行った。

2 不開示の理由について

(1) 実施機関は、次に掲げる理由から本件決定を行った。

ア 本件請求の対象となる行政文書の保有の有無を確認したところ保有していないこと。

イ 総務部政策法務課（現在の総務部審査情報課）個人情報・相談調整班から次に掲げる情報の提供があり、本件請求は実施機関が千葉県精神神経科診療所協会（以下「千葉精診」という。）に宛てた文書及び千葉精診が実施機関に宛てた

文書を請求していることから、自らが文書を発送し、実施機関から文書を收受している千葉精診の事務局が関連を把握していないということ、また、健康福祉部の所管課において千葉精診と実施機関との関連を把握していないということから、実施機関において本件請求の対象となる行政文書を保有していないという事実の補強ができたこと。

(ア) 上記班が健康福祉部の所管課に確認したところ、千葉精診と実施機関との関連は把握していないとのこと。

(イ) 上記班が千葉精診の事務局に確認したところ、千葉精診と実施機関との関連は把握していないとのこと。

(2) 異議申立人が平成27年9月7日付けで提起した異議申立てを受け付け、実施機関において次に掲げる事項を確認し、本件決定が妥当であるかどうか再検討を行った結果、本件決定が妥当であると判断した。

ア 本件請求の対象となる行政文書の保有の有無を確認したところ保有していないこと。

イ 健康福祉部の所管課における本件請求の対象となる行政文書の保有の有無を確認したところ保有していないことから、実施機関において本件請求の対象となる行政文書を保有していないという事実の補強ができたこと。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「対象文書が全く存在しないとは考えられない、文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象文書を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。」と主張する。

しかしながら、不開示の理由について上記2で説明するとおりである。

(2) 異議申立人はその他種々主張しているが、実施機関の判断に影響を及ぼすものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件請求は本件対象文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、以下検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

異議申立人は、異議申立書において、本件対象文書が全く存在しないとは考えられず、文書の探索が不十分であると主張する。

また、意見書において、教育委員会であれば、講演会等、県立学校のスクールカウンセラーの依頼等、特別支援学校の教諭の育成や研修等、特別支援学級・学校に進学するか否か等を判断する審査会等の委員の依頼等、何らかの文書が存在するはずであると主張する。

そこで、当審査会が確認したところ、次のとおりであった。

- (1) 実施機関は、千葉精診に講演会及び研修を依頼した事実はなく、上記事実を示す具体的な文書の存在も認められなかった。
- (2) 実施機関は、千葉県ホームページ等で公表している手順に従って千葉県スクールカウンセラーを募集・採用し、県内の学校に配置しており、実施機関が千葉精診に対して上記採用及び配置に関する依頼をした事実は認められず、上記事実を示す具体的な文書の存在も認められなかった。
- (3) 千葉県教育委員会には千葉県教育支援委員会が設置されているが、実施機関が千葉精診に対して上記支援委員会の構成員への就任に関して依頼した事実は認められず、上記事実を示す具体的な文書の存在も認められなかった。

以上のことから、千葉精診との間で業務遂行上必要となる行政文書の作成及び取得の事実はないとの実施機関の説明には不自然・不合理な点は認められず、実施機関の決定は妥当と判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月 8日	諮問書の受理
平成27年12月15日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月26日	異議申立人から意見書の受理
平成29年 3月22日	審議
平成29年 4月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)